

令和 4 年

# 三重県議会定例会会議録

( 9 月 15 日 )  
( 第 19 号 )

第 19 号  
9 月 15 日



令和 4 年

# 三重県議会定例会会議録

## 第 19 号

○令和 4 年 9 月 15 日（木曜日）

---

### 紹 介

○議長（前野和美） 会議に先立ち、申し上げます。

去る 7 月 29 日に任命されました志田幸雄公安委員会委員並びに 7 月 30 日に選任されました中村佳子人事委員会委員を御紹介いたします。

〔志田委員、中村委員の順で入場〕

○議長（前野和美） それでは、志田幸雄公安委員会委員、御挨拶願います。

○公安委員会委員（志田幸雄） このたび公安委員会委員に任命されました志田幸雄です。よろしく願います。（拍手）

○議長（前野和美） 次に、中村佳子人事委員会委員、御挨拶願います。

○人事委員会委員（中村佳子） 人事委員会委員に選任していただきました中村佳子でございます。よろしく願います。（拍手）

○議長（前野和美） 以上で紹介を終わります。

〔志田委員、中村委員退場〕

---

### 議事日程（第19号）

令和 4 年 9 月 15 日（木）午前 10 時開議

第 1 議提議案第 2 号から議提議案第 4 号まで

〔採決〕

第 2 議案第 105 号から議案第 113 号まで並びに認定第 1 号から認定第 5 号まで

〔提案説明〕

第3 常任委員会の調査事項に関する報告の件

第4 議員派遣の件

---

### 会議に付した事件

日程第1 議提議案第2号から議提議案第4号まで

日程第2 議案第105号から議案第113号まで並びに認定第1号から認定第5号まで

日程第3 常任委員会の調査事項に関する報告の件

日程第4 議員派遣の件

---

### 会議に出欠席の議員氏名

出席議員 49名

1	番	川	口	円
2	番	喜	田	健児
3	番	中	瀬	信之
4	番	平	畑	武
5	番	石	垣	智矢
6	番	小	林	貴虎
7	番	山	崎	博
8	番	中	瀬古	初美
9	番	廣		耕太郎
10	番	下	野	幸助
11	番	田	中	智也
12	番	藤	根	正典
13	番	小	島	智子
14	番	野	村	保夫
15	番	木	津	直樹
16	番	田	中	祐治

17	番	野	口	正
18	番	倉	本	弘
19	番	山	内	崇
20	番	山	本	道
21	番	稻	森	里
22	番	濱	井	稔
23	番	森	野	初
24	番	津	村	真
25	番	杉	本	熊
26	番	藤	田	宜
27	番	稻	垣	昭
28	番	石	田	成
29	番	村	林	
30	番	小	林	正
31	番	服	部	富
32	番	谷	川	孝
33	番	東		
34	番	長	田	隆
35	番	奥	野	英
36	番	今	井	智
37	番	日	沖	正
38	番	舟	橋	裕
39	番	三	谷	哲
40	番	中	村	進
41	番	津	田	健
42	番	中	嶋	年
43	番	青	木	謙
44	番	中	森	博

45	番	前 野 和 美
46	番	山 本 教 和
47	番	西 場 信 行
48	番	中 川 正 美
49	番	舘 直 人

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	坂 三 雅 人
書 記 (事務局次長)	畑 中 一 宝
書 記 (議事課長)	前 川 幸 則
書 記 (企画法務課長)	小 野 明 子
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	佐 竹 宴
書 記 (議事課主幹兼係長)	大 西 功 夏
書 記 (議事課主幹)	櫻 井 彰

---

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	一 見 勝 之
副 知 事	廣 田 恵 子
副 知 事	服 部 浩
危機管理統括監	日 沖 正 人
総 務 部 長	高 間 伸 夫

---

午前10時2分開議

**開 議**

○議長（前野和美） ただいまから本日の会議を開きます。

## 諸 報 告

○議長（前野和美） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

文書による質問が提出され、知事及び教育長に送付するとともに、回答書を受理しましたので、さきに配付いたしました。

次に、議提議案第2号から議提議案第4号までが提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、議案第105号から議案第113号まで、報告第16号から報告第20号まで並びに認定第1号から認定第5号までは、さきに配付いたしました。

なお、認定議案につきましては、地方公営企業法第30条に定める書類及び監査委員の審査意見並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条に定める監査委員の審査意見がつけられております。

次に、県の出資等に係る法人の経営状況に関する説明書につきましては、さきに配付いたしました。

次に、地方独立行政法人法第78条の2の規定により、公立大学法人三重県立看護大学の令和3年度業務実績に関する評価結果及び第二期中期目標期間における業務実績に関する評価結果が提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、地方独立行政法人法第28条の規定により、地方独立行政法人三重県立総合医療センターの令和3年度業務実績に関する評価結果及び第二期中期目標期間における業務実績に関する評価結果が提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例の規定により、県の主要出資法人等に係る経常状況等の審査及び評価の結果に関する報告書が提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の規定により、予算に関する補助金等に係る資料、交付決定実績調書及び年次報告が提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、みえ歯と口腔の健康づくり条例の規定に基づく年次報告書、子ども

を虐待から守る条例の規定に基づく年次報告書、三重県男女共同参画推進条例の規定に基づく年次報告書、三重県飲酒運転<sup>てい</sup>0をめざす条例の規定に基づく年次報告書、第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン年次報告書、三重県地域づくり推進条例の規定に基づく実施状況報告書、三重の森林づくり条例の規定に基づく実施状況報告書、三重県食の安全・安心の確保に関する条例の規定に基づく年次報告書、三重県水産業及び漁村の振興に関する条例の規定に基づく実施状況報告書、みえ木材利用方針に基づく施策の実施状況報告書及びみえの観光振興に関する条例の規定に基づく年次報告書が提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、例月出納検査報告3件が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、説明のための出席要求につきましては、お手元に配付の名簿のとおり出席を求めました。

以上で報告を終わります。

---

## 提 出 議 案 件 名

- 議案第105号 令和4年度三重県一般会計補正予算（第3号）
- 議案第106号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第107号 三重県県税条例の一部を改正する条例案
- 議案第108号 三重県民生委員定数条例の一部を改正する条例案
- 議案第109号 財産の取得について
- 議案第110号 「強じんな美し国ビジョンみえ」及び「みえ元気プラン」の策定について
- 議案第111号 令和3年度三重県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議案第112号 令和3年度三重県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について



議案第113号 令和3年度三重県流域下水道事業会計未処分利益剰余金の処  
分について

認定第1号 令和3年度三重県水道事業会計決算

認定第2号 令和3年度三重県工業用水道事業会計決算

認定第3号 令和3年度三重県電気事業会計決算

認定第4号 令和3年度三重県病院事業会計決算

認定第5号 令和3年度三重県流域下水道事業会計決算

議提議案第2号 三重県議会会議規則の一部を改正する規則案

議提議案第3号 三重県議会委員会条例の一部を改正する条例案

議提議案第4号 公聴会の参加者等の費用弁償についての条例の一部を改正  
する条例案

---

#### 議提議案第2号

三重県議会会議規則の一部を改正する規則案

右提出する。

令和4年9月8日

提出者 議会運営委員長 村 林 聡

三重県議会会議規則の一部を改正する規則

三重県議会会議規則（昭和三十一年三重県議会規則第一号）の一部を次のよ  
うに改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示す  
ように改正する。

改 正 後	改 正 前
(参考人) 第七十九条 <u>議会は、会議におい て、審議又は調査のため必要があ ると認めるときは、法第百十五条</u>	(参考人) 第七十九条

<p><u>の二第二項に規定する参考人の出頭のほか、参考人の映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法による参加を求め、その意見を聴くことができる。</u></p>	
<p>2 <u>会議において参考人の出頭又は前項に規定する方法による参加を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所（同項に規定する方法による参加を求める場合を除く。）</u>、意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</p>	<p>会議において参考人の<u>出席</u>を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所、意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</p>
<p>3 <u>前三条の規定は、参考人について準用する。この場合において、これらの規定中「公述人」とあるのは「参考人」と、第七十六条第四項中「退席させる」とあるのは「退席させ、若しくは通話を中止する」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>2 <u>前三条の規定は、参考人について準用する。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

本会議の審議の充実のため、参考人制度の円滑かつ積極的な活用が図られるよう、参考人の映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法による参加に関する規定を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議提議案第3号

三重県議会委員会条例の一部を改正する条例案  
右提出する。

令和4年9月8日

提出者 議会運営委員長 村 林 聡

三重県議会委員会条例の一部を改正する条例

三重県議会委員会条例（昭和三十一年三重県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(参考人) 第二十六条の二 <u>委員会は、委員会において、審査又は調査のため必要があると認めるときは、地方自治法第九十九条第五項において準用する同法第一百五十二条第二項に規定する参考人の出頭のほか、参考人の映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法による参加を求め、その意見を聴くことができる。</u>	(参考人) 第二十六条の二
<u>2</u> 委員会が、参考人の出頭又は前項に規定する方法による参加を求めるには、議長を経なければならない。	委員会が、参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。
<u>3</u> 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所（ <u>第一項に規定する方法による参加を求める場合を除く。</u> ）、意見を聴こう	<u>2</u> 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所、意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

<p>とする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</p>	
<p>4 前三条の規定は、参考人について準用する。<u>この場合において、これらの規定中「公述人」とあるのは「参考人」と、第二十四条第四項中「退席させる」とあるのは「退席させ、若しくは通話を中止する」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>3 前三条の規定は、参考人について準用する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

委員会の審査の充実のため、参考人制度の円滑かつ積極的な活用が図られるよう、参考人の映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法による参加に関する規定を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議提議案第4号

公聴会の参加者等の費用弁償についての条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和4年9月15日

提出者 津 村 衛  
石 田 成 生  
小 林 正 人  
長 田 隆 尚  
舟 橋 裕 幸  
三 谷 哲 央  
中 森 博 文

公聴会の参加者等の費用弁償についての条例の一部を改正する条例

公聴会の参加者等の費用弁償についての条例（昭和二十四年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百条第一項後段の規定により出頭した選挙人その他の関係人、同法第百十五条の二第一項（同法第百九条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会に参加した者及び同法第百十五条の二第二項（同法第百九条第五項において準用する場合を含む。）の規定により出頭した参考人、<u>同法第二百五十一条の二第九項の規定により出頭した当事者及び関係人、三重県議会会議規則（昭和三十一年三重県議会規則第一号）第七十九条第一項の規定により参加した参考人並びに三重県議会委員会条例（昭和三十一年三重県条例第六十五号）第二十六条の二第一項の規定により参加した参考人の要した費用の弁償は、次の例による。</u></p> <p>一・二 （略）</p>	<p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百条第一項後段の規定により出頭した選挙人その他の関係人、同法第百十五条の二第一項（同法第百九条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会に参加した者及び同法第百十五条の二第二項（同法第百九条第五項において準用する場合を含む。）の規定により出頭した参考人<u>並びに同法第二百五十一条の二第九項の規定により出頭した当事者及び関係人の要した費用の弁償は、次の例による。</u></p> <p>一・二 （略）</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

三重県議会会議規則及び三重県議会委員会条例の一部改正に伴い、規定を整理する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

---

## 議 提 議 案 審 議

○議長（前野和美） 日程第1、議提議案第2号三重県議会会議規則の一部を改正する規則案、議提議案第3号三重県議会委員会条例の一部を改正する条例案及び議提議案第4号公聴会の参加者等の費用弁償についての条例の一部を改正する条例案を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本件は議事進行上、いずれも趣旨説明並びに質疑を省略するとともに、議提議案第4号は委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前野和美） 御異議なしと認め、本件はいずれも趣旨説明並びに質疑を省略するとともに、議提議案第4号は委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

## 採 決

○議長（前野和美） これより採決に入ります。

議提議案第2号から議提議案第4号までの3件を一括して起立により採決いたします。

本案をいずれも原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前野和美） 起立全員であります。よって、本案はいずれも原案のとおり可決されました。

## 議 案 の 上 程

○議長（前野和美） 日程第2、議案第105号から議案第113号まで並びに認定

第1号から認定第5号までを一括して議題といたします。

## 提 案 説 明

○議長（前野和美） 提出者の説明を求めます。一見勝之知事。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 令和4年定例会9月定例会の議案等の説明に先立ちまして、当面の県政運営に当たっての私の考えを申し述べます。

知事就任以来1年が経過し、この間、新型コロナウイルス感染症への対応をはじめとする様々な県政の課題に対し、ふるさと三重で知事としての職務を遂行できたことに、県民の皆様、県議会の皆様に、まずもって感謝申し上げます。

引き続き、県政の運営に当たり、私の有するあらゆる経験を総動員し、刻苦精励、鞠躬尽力していきます。

初めに、国際情勢について俯瞰してみますと、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻から半年以上が経過しましたが、今もなお激しい攻防が続いています。

民主主義陣営と専制主義陣営の対立が深まり、世界の分断へとつながることが懸念される中、8月には日本に近接し海上交通の面からも重要な位置にある台湾をめぐり、米中関係の緊張が高まる事案も発生しています。

国においては、大きく変化する安全保障環境を踏まえ、国際社会と緊密に連携して適切に対応されることを期待します。

県では、ウクライナからの避難民の方々に対して、引き続き市町等とも連携して支援を継続していくとともに、人と人との交流を促進して相互理解を深めることが重要という考えの下、友好姉妹提携先や太平洋島嶼国等の国際交流に取り組んでいきます。

一方、ロシアによる軍事侵攻の長期化は、世界的なエネルギー等の供給不安や物価上昇を招いており、日本では24年ぶりの水準となる円安の影響が重なって輸入価格が上昇していることから、国はエネルギーや食料などの安定

供給対策や価格高騰対策を講じているところです。

県では、県内企業によるサプライチェーンの強靱化や、製造業の国内回帰に向けた取組等への支援のほか、原油価格・物価高騰に対応した資金繰り支援を行っています。

今後は、電気料金や食材費等の上昇コストを料金で調整できない医療機関、介護事業者や、経営が圧迫されている農業者・漁業者、交通事業者などの事業者の声に対応するべく、事業者の負担を軽減できるよう支援策を講じていきます。

続いて、全国豊かな海づくり大会について申し上げます。

令和7年に開催予定の第44回全国豊かな海づくり大会の開催県が本県に決定しました。本県では、昭和59年に第4回大会を現在の上皇上皇后両陛下の御臨席の下開催して以来、41年ぶり2回目の開催となります。

本大会を通じて、三重県における豊かな海の再生に向けた取組や、県産水産物の多彩な魅力を発信するとともに、次世代に継承できる持続可能な水産業を確立し、本県水産業の一層の発展につなげていきたいと考えています。

県民の皆様をはじめ、漁業者や水産関係団体、市町の方々と海の尊さについて再認識するとともに、海の恵みへの感謝や水産業への誇りを共有できるような大会とし、全国に三重県の海の豊かさをしっかりアピールできるよう、万全の準備を進めていきます。

県民の皆様の命と生活を守り抜くことが県政の最重要課題であり、初めに新型コロナへの対応について申し上げます。

第7波においてはオミクロン株のBA.5系統が急激に増加し、新規感染者数は8月24日に過去最多の4673人となりました。感染者数の急増により、病床使用率が一時60%を超えるなど、医療提供体制に大きな負荷がかかり、厳しい状況が続く中、県民の皆様の命を守るため昼夜を問わず御尽力いただいている医療従事者の皆様に、改めて心から感謝申し上げます。

県では、昨年10月18日に策定したみえコロナガードに基づき対策を講じているところですが、第7波では、特に医療提供体制の確保と高齢者や基礎疾



患を有する方などの重症化リスクの高い方への対応を重視し、社会経済活動を維持しながら感染拡大の防止に取り組んでいます。

医療提供体制については、県内病院に対する新たな病床の確保要請を通じて、9月2日時点で587床を確保するとともに、8月4日から9月14日まで臨時応急処置施設を稼働させたところです。

感染症法に基づく医師の届出について、多くの都道府県に先駆け、今月9日より重症化リスクの高い方に届出を限定することで、医療機関や保健所の負担軽減を図り、必要な方へ確実に医療が提供される体制整備に努めています。

また、重症化リスクの低い方については、食糧支援や体調悪化時における円滑な入院調整などの必要な対応が継続できるよう、県の独自システムにより、氏名や生年月日、居住市町名の情報を把握しています。

一方、重症化リスクの高い方を守るには、患者の診療・検査医療機関への集中を緩和し、適切な医療が受けられるようにする必要があることから、新たに三重県検査キット配布・陽性者登録センターを設置し、リスクが低い有症状者への検査キットの配布や陽性者の登録を行っています。

高齢者施設の従事者に対しては、集中的な訪問等により社会的検査を強く推奨するとともに、検査頻度を増やすことなどにより、早期発見や感染拡大防止を図っています。

また、三重県から全国知事会を通じて国に提案し、制度化されたBA.5対策強化宣言を8月5日に発出し、9月11日までの間、高齢者等へ広げないための対策などについて呼びかけを行いました。

さらに、ワクチン接種については、県営集団接種会場を設け、希望する方への接種機会の提供に取り組んでいるところであり、引き続き若年層を含め接種機会の積極的な活用を呼びかけていきます。

あわせて、オミクロン株対応ワクチンが国から供給されることにより、接種対象者や接種量などが異なるワクチンを同時に扱うことになるため、現場で混乱が生じないように、市町や関係団体等と連携し、ワクチン接種の円滑な

実施に向けて取り組んでいきます。

次に、県民の皆様の命を守るための防災・減災対策について申し上げます。

近い将来の発生が危惧されている南海トラフ地震等に備え、県では、今年度前半に地震発生直後からおおむね6時間の初動対応について検証を行いました。災害対策本部の立ち上げや緊急派遣チームの派遣、関係機関との情報共有など、発災直後からの活動手順についてより具体的に整理したところです。

こうした取組を踏まえ、今月1日の総合図上訓練では、初動対応のレベル向上を主眼として、オペレーションルームの設営や対策を立案し意思決定を行うためのシチュエーションルームの活用、救助機関への派遣要請など、従来にも増して実践的な内容で実施することができました。

今後は、救助・救急や避難の場面における手順についても検証を行い、県の災害対応力を向上させていきます。

また、今年の夏は記録的な大雨により、東北・北陸地方をはじめ、全国各地で土砂災害や河川の氾濫などによる被害が発生しました。亡くなられた方々に深く哀悼の意を表するとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

県では、県民の皆様に早期に避難していただくため、県が管理する546河川全てにおける洪水浸水想定区域図の作成・公表を7月に終え、河川に関する水害リスク情報の空白域を解消しました。

また、今月3日には、名張市において、みえ風水害対策の日シンポジウムを開催し、参加者の皆様には風水害への備えや女性の視点を取り入れた防災対策の必要性について理解を深めていただいたところです。

引き続き、風水害から県民の皆様の命と暮らしを守る取組を進めていきます。

子どもは一人ひとりかけがえのない存在であり、豊かに育つための権利を有していますが、実際には困難な状況に置かれ、支援を必要としている子どもがいます。三重の未来を担う子どもを守ることは、防災対策などにより県

民の命を守ることと同様に大変重要と考えており、次に子ども施策について申し上げます。

初めは、子育て世帯への支援についてです。

新型コロナの影響が長期化する中、急激な物価高騰等は、子育て世帯の生活に大きな影響を与えています。また、認定NPO法人が生活に困窮している子育て世帯を対象に行った調査では、電気代の値上がりは苦しい、食費に回すお金が減ったという回答が寄せられるなど、低所得の子育て世帯はより影響を受けているため、国は5万円の給付金を支給しているところです。

県では、さらなる支援策として、特に影響を受けている低所得のひとり親世帯などを対象に2万円分の電子マネーや商品券を配布することとしています。

引き続き、生まれ育った環境にかかわらず、子どもが豊かに育つことができるよう、子育て世帯を支援していきます。

続いて、子どもを守るためのもう一つの重要な施策であるいじめへの対応について申し上げます。

3月に三重県いじめ調査委員会から出された提言を受け、教育委員会と子ども・福祉部で設置したいじめ防止対策ワーキンググループにおいて、具体的な対応策を取りまとめました。

いじめを発見し、または情報を得た際には、原則その日のうちに校長と関係教職員が情報を共有し、当面の対応を決定して直ちに取ることや、児童生徒がいじめの存在についていつでも学校に伝えられる環境づくりなどに関して、今月から各県立学校で取り組むとともに、各市町教育委員会にも共有したところです。

本県におけるいじめの認知件数は年々増加しているものの、1000人当たりの件数は全国平均を下回っており、「いじめ見逃しゼロ」を目指し、正確な認知を一層進めることで、早期発見・早期対応、さらには深刻化の防止につながります。いじめをしない、させない心や、社会性を育む教育活動を進め、いじめを自分の問題として考え、主体的に活動できるよう促し、いじめ問題の克服に取り組んでいきます。

続いて、子どもを守るために重要な児童虐待防止への対応について申し上げます。

7月に、北勢児童相談所に併設された一時保護所を訪問しました。業務に当たる職員や子どもの様子、施設の状況を私自身が直接確認し、現場の苦勞を肌で感じるとともに、子どもの安全確保や支援の重要性について強く認識したところです。

引き続き、県や市町における虐待対応力の向上や関係機関との連携強化を一層図るとともに、子どもの生活環境の改善等に積極的に取り組んでいきます。

次に、ひきこもり支援について申し上げます。

7月にいなべ市のひきこもり支援センター瑠璃庵を訪問し、実際に利用されている方と対話して、皆さんが生き生きと過ごされていると実感しました。ひきこもりの方が安心して自由に過ごすことができ、気軽に悩みを相談できる居場所づくりは、社会との接点を持つ最初のステップとして有効な支援策であることを強く認識しました。

また、8月に、松阪市で開催したひきこもり支援フォーラムに対し、ひきこもり支援を考える三重県議会議員有志の会の皆様には4月に引き続き御協力をいただき、感謝申し上げます。前回は上回る400名を超える方々が参加され、ひきこもりに対する関心の高さや支援への期待の大きさを改めて感じたところです。

ひきこもりに悩む全ての方がお住まいの地域にかかわらず利用できるよう、市町等と連携して広域的な居場所づくりに向けた検討を行うとともに、オンライン上で他者と交流できる居場所の開設に向けた準備を進めているところです。

こうした取組を通じて、誰もが社会から孤立することなく、多様な生き方を選択でき、希望を持って安心して暮らせる社会の実現を目指していきます。

県民の命や子どもを守ることの次に重要なものとして、産業の振興も挙げられます。

そこで、次に、観光振興・魅力発信について申し上げます。

今年は3年ぶりに行動制限を伴わない夏休みとなり、県内23の主要観光施設の観光入込客数は491万人で、比較可能な20施設では昨年より36.3%増加しました。

引き続き、県内全域でコロナ禍前のにぎわいに戻るよう、県民割、みえ得トラベルクーポンをはじめとする旅行需要喚起策を継続していきます。

また、外国人観光客の受入れ再開を受け、県はツアーの実施に必要な情報や留意事項をまとめた手引を策定したところであり、受入れ地域における安心感を醸成するとともに、外国人観光客に加えて国内観光客も安心して県内で旅行できるよう、事業者による活用を促進していきます。

さらに、伊勢神宮や世界遺産熊野古道をはじめ、歴史、文化、食、自然などの三重の魅力ある地域資源を生かしたコンテンツづくりやサービスの磨き上げを行うなど、質の高い観光地づくりに取り組むとともに、それらをつないで周遊ルート化を図り、大消費地である首都圏をはじめとする都市部へのプロモーションを併せて展開することで、旅行者の長期滞在を促進していきます。

こうした取組を通じて、県内観光の活性化を強力に推進していきます。

このほか、包括協定を締結した企業等と連携し、首都圏や関西圏をはじめ、県内外の大型商業施設において、食、観光、物産などの三重の魅力を総合的に発信する三重県フェアを開催しています。

今後も、地域の魅力が県内外に届くよう、事業者と連携を図りながら取組を推進していきます。

次に、カーボンニュートラルの動きを県内産業の振興や地域経済の活性化につなげていく「ゼロエミッションみえ」プロジェクトについて、本県の特性であるものづくり産業の観点から申し上げます。

自動車分野のEV化等への対応については、自動車産業を支える中小企業がEV用部品の製造や自動車以外の事業分野への展開を図る取組への支援などについて検討しています。

また、四日市コンビナートは、国内9か所のコンビナートの中で生産量が右肩上がり増加している2か所のうちの一つであり、県、市、コンビナートが一堂に会した国内初の検討委員会において、化石燃料の使用抑制や水素、アンモニアなどの活用について議論されています。

さらに、洋上風力発電をはじめとする再生可能エネルギーについて、県内における導入可能性調査を実施するとともに、再生可能エネルギー導入時においては、新たな雇用機会の創出等について検討を進める予定です。

カーボンニュートラルへの高い関心を踏まえ、県では10月に、昨年度に引き続き2回目となるみえグリーンボンドを発行する予定です。発行額を昨年度より20億円増やして70億円規模とし、新たに個人向けの販売も実施します。

引き続き、カーボンニュートラルの実現に向けて、事業者等と連携した取組を積極的に進めていきます。

次に、農林水産業について申し上げます。

本県の農林水産業が将来にわたり発展していくためには、県産農林水産物のサプライチェーンの多様化に取り組むことが重要と考えています。

県の取組について一例を挙げますと、6月に関西地方のスーパーにおいて、県として初めて県産水産物の魅力発信と消費拡大のフェアを開催しました。想定を上回る売上げがあり、関西圏の消費者に本県の豊かな海の幸の魅力を伝えることができたと考えています。

また、農産物では伊勢茶を使った新商品の開発や認知度の向上などに取り組み、三重応援ポケモン、ミジュマルをデザインしたペットボトル商品の鉄道駅構内における販売などにつながっています。

引き続き、サプライチェーンの多様化や販路拡大を積極的に進め、生産性の向上や労働環境の改善等と一体的に取り組むことで、持続可能な農林水産業の実現を図っていきます。

次に、人口減少対策について申し上げます。

人口減少は、講じる対策の成果が直ちに現れるものではありませんが、本県の発展にとって静かなる脅威であり、三重の未来を明るくするために

に取組を一層加速させなければなりません。

自然減対策と社会減対策を両輪として、結婚、妊娠・出産、子育て等への支援をはじめ、移住の促進や産業振興、防災・減災対策などあらゆる対策を総合的に講じ、県内外の方々に選ばれる三重をつくっていく必要があります。

こうした認識の下、自然減対策については国が果たすべき役割が大きいことから、7月に奈良県で開催された全国知事会議では、政府による子ども関連施策の財源を安定的に確保するための新たな方策などについて提案し、国への要望に盛り込まれたところです。県としても、今後、あらゆる機会を捉えて関係省庁への働きかけを行っていきます。

人口減少対策については、円卓対話などの場を通じて市町長と意見交換するとともに、全ての市町が参画するみえ人口減少対策連絡会議における検討を進めているところです。

また、県では、7月から8月にかけて、先進的な取組により成果を上げている千葉県流山市及び兵庫県明石市を希望する県内市町と共に訪問し、これまでの対策などについてお伺いしてきました。

今後、こうした取組を踏まえ市町と共に効果的な対策を検討し、共同で事業を行うなど、県を挙げての取組を進めていきます。

加えて、これまで県が実施してきた対策についても、取組状況や社会情勢の変化を踏まえた検証を進めているところです。例えば、未婚化、晩婚化を踏まえた結婚希望者に対する出会い支援の強化や、県内へ移住する方の約3分の2を占める中京圏、関西圏に向けたプロモーションの充実など、人口減少の緩和に向けてより効果的な対策を実施できるよう検討を進めていきます。

次に、交通政策について申し上げます。

リニア中央新幹線の開業などにより、三重県は成長のコリドー、すなわち大都市圏を結び日本の成長、発展を牽引する広域交通ネットワークの一翼を担う地域として、飛躍的に発展していく可能性があります。

国は、リニア中央新幹線の整備促進に向けて、今年の骨太の方針に、2023年から名古屋・大阪間の環境影響評価に着手できるよう、必要な指導、支援

を行うことを明記しました。

また、6月には岸田総理大臣が来県され、荒井奈良県知事と共に懇談する中で、総理からは、駅、ルートの決定に向けてリーダーシップを発揮していただきたい旨の要請がありました。

さらに、7月にはリニア中央新幹線建設促進期成同盟会への静岡県の加盟が、本県も賛成の上、認められたほか、今月6日には四日市市内で三重・奈良・大阪リニア中央新幹線建設促進大会が開催され、関係自治体や経済界の代表が出席の下、名古屋・大阪間の一日も早い着工と全線開業を実現するため、一致団結して取り組んでいくことが決議されたところです。

県では、亀山市から提案のあった3か所の駅候補地案について、広域的な観点から評価・分析を進めているところであり、県期成同盟会の駅候補地に関する年度内の決議に向けて検討を加速していきます。

続いて、地域公共交通について申し上げます。

利用者の減少により危機的な状況に置かれている各地のローカル鉄道は、新型コロナウイルスの長期化によって一層厳しさが増えています。

このため、県は6月に伊賀市、亀山市及び西日本旅客鉄道株式会社の参画を得て、関西本線活性化利用促進三重県会議を立ち上げ、関西本線の維持・存続に向けて連携していくことについて合意したところです。

一方、国土交通省は有識者による検討会議を設置し、同会議は7月に国の関与や支援の在り方を含む提言を公表しました。今後、提言を踏まえた国の支援に関する検討状況も注視しつつ、利用促進等の具体的な取組を関係者間で連携して進めることで、関西本線をはじめ、地域鉄道の活性化を図っていきます。

また、地域における移動手段の確保が課題となる中、今月7日に明和町内で導入実験がスタートした移動サービス、m o b i に試乗しました。このサービスは、地域における近距離の移動を希望する方がアプリなどで簡単に予約でき、複数の利用者が相乗りしながらAIが判断する最適なルートで移動できることが特徴で、利用状況等を踏まえ、本格導入について検討される



予定と聞いています。

交通不便地域等の解消に向けて、新たな移動手段の確保に関する市町や地域の取組を支援するとともに、取組の横展開を図っていきます。

次に、文化振興について申し上げます。

今年は、桑名市内の石取祭や県内各地の花火大会など、コロナ禍で集団あるいは規模が縮小されていた祭りや伝統行事の多くが、地域の皆様の御尽力の下、復活しました。また、復活しなかった地域においても、伝統を絶やさず継続しようと努める動きがあります。

こうした祭りや行事は、子どもたちが地域の歴史や伝統文化に触れるきっかけとなるだけでなく、地域に住む方々の郷土愛を醸成するとともに、地域を離れた方々にとっても、ふるさとに思いをはせる貴重な機会になると考えています。

また、今月、三重県立美術館が開館40周年の節目を迎えました。これまで多くの県民の皆様や団体、関係者の方々から御支援いただいたことに、深く感謝申し上げます。今年度は、三重にゆかりのある重要な画家等について、県民の皆様に理解を深めていただけるよう企画展を開催しているところです。

今後も、三重の芸術文化の魅力を県内外の方々に積極的に発信していきます。

次に、スポーツの推進について申し上げます。

今月4日、四日市市で開催されたサッカーの試合、鈴鹿ポイントゲッターズ対ヴィアティン三重の、いわゆる三重ダービーを観戦しました。全力プレーで盛り上がる観客の熱気を体感し、スポーツのすばらしさを再認識したところです。

県では、毎年9月と10月をスポーツ推進月間と定めており、今月10日にはキックオフイベントとして三重のスポーツフォーラムを開催しました。フォーラムでは初めてパラアスリートをお招きし、障がい者スポーツの機運醸成を図ったところです。

また、障がい者スポーツの裾野の拡大に向け、県では8月に三重県障がい

者スポーツ支援センターを開設し、スポーツに興味をお持ちの障がいのある方からの相談に対応するとともに、支援を必要とする競技団体と企業とのマッチング等に取り組んでいます。こうした取組を通じて、障がいの有無にかかわらず、誰もが身近な地域でスポーツを楽しむことができる環境づくりを推進していきます。

引き続き、スポーツの推進に関する取組を総合的に推進することで、地域の活性化につなげていきます。

最後に、強じんな美し国ビジョンみえとみえ元気プランについて申し上げます。

日本書紀に「可怜国」と記されているように、いにしえより三重の地は、海・山の食材に恵まれた自然豊かで美しい地域として発展してきました。三重県には、国内外に誇ることができる強みや特色がたくさんあります。

私は、ふるさとを思う気持ちを大切にしながら、未来に向けて三重の魅力をより一層高めることで、県民の皆様はもとより、多くの国内外の方々に選ばれ、人々が集い、人、物、情報の交流が盛んになり、これまで育まれてきた歴史や文化の上に新しい価値が生まれ出される、そんな現代の美し国を県民の皆様と一緒に作り上げていきたいと思えます。

そして、懸念されるリスクに的確かつ柔軟に対応するとともに、チャンスについては機を逃すことなく三重のさらなる発展につなげていくことで、県民の皆様が未来に希望を持ち、幸福を感じながら、元気にかつ安全・安心に暮らすことのできる持続可能な地域を実現していきたいと考えております。

こうした思いを込めたビジョンとプランについては、最終案に対する県議会からの申入れやパブリックコメント、市町からの御意見等を踏まえ、必要な修正を加えた上で成案として取りまとめ、今定例会議に議案として提出したところです。

引き続き、上程されました補正予算1件、条例案3件、その他議案5件、合わせて9件の議案について、その概要を説明いたします。

議案第105号の補正予算は、新型コロナウイルス感染症の今後の感染拡大

に備えるため、感染防止対策をさらに推進するとともに、原油価格・物価高騰に伴う電気料金や食材費等の高騰の影響を受けている事業者等を支援するなど、必要な措置に要する経費として、一般会計で133億724万9000円を増額するものです。

歳入の主なものとして、国庫支出金について、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金で46億8660万5000円を増額するなど、合わせて109億7876万9000円を増額しています。

繰入金について、財政調整基金で22億6373万円を増額しています。

歳出の主なものとして、新型コロナウイルス感染症対策では、検査体制のさらなる充実を図るため、高齢者施設等の従事者を対象とした社会的検査の実施などの経費として44億1881万5000円を、自宅療養者を支援するためパルスオキシメーターの追加購入などの経費として25億4342万円をそれぞれ増額するなど、合わせて96億3398万6000円を増額しています。

原油価格・物価高騰等総合緊急対策では、事業者等の負担を軽減するため、高齢者施設や医療機関、社会福祉施設に対して、電気料金や食材費等の高騰分の一部を支援する経費として14億4995万3000円を、貨物自動車運送事業者に対して、燃料費高騰分の一部を支援する経費として7億8563万1000円を、農業者に対して、肥料価格の高騰分の一部を支援する経費として4億300万円をそれぞれ計上するなど、合わせて36億3035万7000円を増額しています。

以上で、補正予算の説明を終わり、引き続き条例案等の諸議案について説明いたします。

議案第106号は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に鑑み、育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間についての規定等を整備するものです。

議案第107号は、法人の県民税等の徴収金の賦課徴収に関する事務を四日市県税事務所長及び津総合県税事務所長に委任するため、知事の権限の委任の規定を整備するものです。

議案第108号は、高齢者の増加等地域の实情に鑑み、民生委員の定数の改

正を行うものです。

議案第109号は、財産を取得しようとするものです。

議案第110号は、県の長期構想、強じんな美し国ビジョンみえ及び中期の計画、みえ元気プランを策定しようとするものです。

議案第111号は三重県水道事業会計の、議案第112号は三重県工業用水道事業会計の、議案第113号は三重県流域下水道事業会計の令和3年度におけるそれぞれの未処分利益剰余金について処分を行おうとするものです。

以上で、諸議案の説明を終わります。

次に、認定議案について説明いたします。

認定第1号から第5号までは、水道事業会計、工業用水道事業会計、電気事業会計、病院事業会計、流域下水道事業会計の令和3年度決算について、それぞれ認定をお願いするものです。

なお、企業会計に係る令和3年度決算については、監査委員の審査を経ておりますことを申し添えます。

最後に、報告事案について説明いたします。

報告第16号及び報告第17号は、議会の委任による専決処分をしましたので報告するものです。

報告第18号は、私債券の放棄について条例に基づき報告するものです。

報告第19号は、議会の議決すべき事件以外の契約等について、条例に基づき報告するものです。

報告第20号は、関係法律に基づき、企業会計の資金不足比率について報告するものです。

なお、企業会計の資金不足比率については、監査委員の審査を経ておりますことを申し添えます。

以上をもちまして、提案の説明を終わります。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（前野和美） 以上で、提出者の説明を終わります。

## 常 任 委 員 長 報 告

○議長（前野和美） 日程第3、常任委員会の調査事項に関する報告の件を議題といたします。

本件に関し、予算決算常任委員会から調査の経過について報告いたしたい旨の申出がありますので、これを許します。森野真治予算決算常任委員長。

〔森野真治予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（森野真治） 予算決算常任委員会における令和4年版県政レポートに関する調査につきまして、御報告申し上げます。

本委員会では、令和4年版県政レポートが案の段階から、6月定例会議の各行政部門別常任委員会において、所管する施策及び行政運営について得られた成果と残された課題、今後の取組方向に関する調査を行い、さらに7月11日に予算決算常任委員会を開催し、各行政部門別常任委員会での意見を参考にして、予算決算の観点から慎重に調査を行いました。

これらの調査の中で出された意見や提言は、令和4年版県政レポートに基づく今後の県政運営等に関する申入書として取りまとめ、去る7月25日に副委員長及び各行政部門別常任委員長と共に、知事に対して申入れを行ったところであります。

主な申入れ内容は次の2点です。

1点目は、人口減少対策についてです。

地域の自立的かつ持続的な活性化を実現するため、本県の強みや弱みなど地域特性を踏まえながら三重県らしさを追求し、関係機関との連携の下、選ばれる三重の実現に向けて、実効性のある対策を講じるよう申し入れました。

2点目は、財政運営についてです。

歳出歳入両面から見直しを行い、経常的な支出の抑制、多様な歳入確保策の推進を図るなど、今後も引き続き財政健全化の取組を行うとともに、緊急の課題に対しては的確かつ迅速に対応していける財政運営に取り組むよう要望しました。

知事からは、申入れを行った事項のうち、直ちに取り入れられる事項につ

いては本年度の取組に反映し、中長期的な事項については今後の県政運営への反映に向けて検討していきたいとの回答がありました。

本委員会といたしましては、これらの申入れ内容をしっかりと踏まえた予算編成がなされるよう、今後の予算議論などを通じて、引き続き注視してまいります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前野和美） 以上で、常任委員長長の報告を終わります。

### 議 員 派 遣 の 件

○議長（前野和美） 日程第4、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付の一覧表のとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前野和美） 御異議なしと認めます。よって、本件はお手元に配付の一覧表のとおり派遣することに決定いたしました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

---

## 議員派遣一覧表

### 1 近畿自動車道紀勢線建設促進協議会促進大会

#### (1) 派遣目的

近畿自動車道紀勢線建設促進協議会は、地域開発ならびに住民福祉の増進の基盤となる近畿自動車道紀勢線の建設について、三重県、和歌山県及び関係市町村が綿密な連携を保ちつつ促進することを目的として、平成10年11月に設立された。

今回、近畿自動車道紀勢線の早期完成を図るために開催される、令和4年度近畿自動車道紀勢線建設促進協議会促進大会に参加するものである。

(2) 派遣場所 全国都市会館 大ホール  
(東京都千代田区平河町2-4-2)

(3) 派遣期間 令和4年10月7日 1日間

(4) 派遣議員 石垣 智矢 議員 藤根 正典 議員  
西場 信行 議員

## 休 会

○議長（前野和美） お諮りいたします。明16日から20日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前野和美） 御異議なしと認め、明16日から20日までは休会とすることに決定いたしました。

9月21日は定刻より議案に関する質疑を行います。

## 散 会

○議長（前野和美） 本日はこれをもって散会いたします。

午前10時46分散会